

令和8年度 藤沢市園芸用施設被覆材張替事業補助金

市内施設園芸農家の持続的な農業経営の安定と発展の実現を目的に、本市の販売農家に対して園芸施設の被覆材の張り替えに係る費用の一部を補助いたします。

- <対象者> **市内在住**の販売農家※又は、市内に本店もしくは主たる事業所がある法人(法人登記があること)
※販売農家:農業者年間の農産物販売金額が50万円以上の農業者のこと
- <対象施設> **市内農地に設置された**園芸用施設を所有又は借り受けていること
- <補助金額> 被覆材(外張りのみ)張り替えに係る**費用の1/2**(補助下限額25万円とし、補助上限額は150万円とします)
- <事業内容> 補助の対象となる経費は**園芸用施設被覆材**(軟質フィルム、硬質フィルム、ガラス、硬質プラスチック板)、**被覆材張り替えに直接必要となる消耗品**及び**張り替えにかかる工事費**です。



<対象外> 次のものは補助の対象外となりますので、ご注意ください。



- ・ 農業用機械や資材置場等の張り替え、外張り被覆材以外の張り替え
- ・ 交付決定前に発注・張り替えしたもの
- ・ 補助対象者自らが直接張り替える経費
- ・ 補助対象経費の合計額が50万円未満の経費
- ・ 施設園芸の構造体に関する材料、施設付帯設備等
- ・ 農業用廃資材等の撤去及び処分に要する経費

- <申請受付期間> **令和8年5月8日(金)～5月22日(金)午後5時まで**
予算の枠内であっても、審査を経て交付決定します。
★予算枠を超過する申し込みがあった場合は、ポイント制で上位の方から採択します。
- <提出場所> 藤沢市役所本庁舎8階 農業水産課 (藤沢市朝日町1番地の1)
- <提出方法> メール、持参、郵送
※メールの場合は件名に「氏名・園芸用施設被覆材張替補助事業」とご記入ください。
- <提出書類> ①補助金交付申請書
②申請書添付書類(事業計画説明書、収支予算書)
③見積書の写し(2者)
★見積書に被覆資材に関係しない品目、工事、処分費等を含んでいる場合には、補助金の交付対象者から除外となります。
④対象施設の設置場所地図
⑤対象となるハウスの全景(正面、側面を含む)の写真
⑥前年分所得税青色申告決算書(農業所得用)若しくは前年分収支内訳書(農業所得用)又は最新の決算書等の写し
- <補助対象期間> 交付決定した日から2027年(令和9年)2月28日(日)までに完了し、領収書が発行された事業